

記入例

(関係)

更新・新規

【どちらか〇でかこむ】

NO. -

枚方市立枚方公園青少年センター使用者ID番号付与申込書

(宛先)

枚方市長

2021年3月15日

申込者 氏名 枚方 一郎

次のとおり使用者ID番号付与を申し込みます。

電話 ●〇〇-〇〇〇-▽▽▽

フリガナ	クラワンカコウコウバンド		構成人数	7人
団体名	くらわんか高校バンド		構成人数	(市内 5人)
代表者 (会社等の団体は所在地・団体名を記入)	住所	(〒573 - 〇〇〇〇) 枚方市■■■■町△△番□□□-▽▽号		
	フリガナ	ヒラカタ イチロウ	電話	携帯: 〇〇〇-□□□□-▽▽▽▽ 自宅: 072-●●●-◆◆◆◆
	氏名	枚方 一郎		
	フリガナ	ヒラカタ ハナコ	電話	携帯: 〇●〇-□■□□-▽▽▽▽ 自宅: 072-●●●-◆◆◆◆
	氏名	枚方 花子		
	フリガナ	オオサカ キクオ	電話	携帯: □●〇-□■□□-▽▽▽▽ 自宅: 072-●〇●-◇◆◆◆
氏名	大阪 菊雄			
暗証番号	■ ▼ ○ ●	←数字4桁を記入		
電子メールアドレス	※配信希望の場合 □□□@〇〇〇.ne.jp			
活動内容	バンド活動 (主な活動場所: 学校の音楽室 定例活動日: 水曜日)			
会費等	入会費	無・有 (円)		●回、年、月を記入
	会費	無・有 (1人当たり 円/)		
	会費の主用途			
注意	講師	無・有 (講師名)		●青少年団体は、半数以上の年齢確認書類(学生証、保険証、運転免許証など)が必要 ●障害者(関係)団体は、半数以上の確認書類(身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳など)が必要
	謝礼金額	1回 円 (月額 円)		
	台帳記載	不可・可 (条件)		
	ウラ面へ(ウラ面の説明事項を確認し、団体・申請者名を記載してください。)⇒			
付時に確認	年 3 月 15 日	有効期限: 2023年3月31日		
団体区分	ス・健康体操・その他健康法(バンド)合奏楽団・モトラス(将棋)碁将棋・演劇演芸・料理・油彩・水彩・茶華道・短歌俳句・PTA保護者会・自治会(コミュニティ協議会)その他			
	<input type="checkbox"/>	一般団体 ※下記のいずれにも該当しない市内団体		
	<input type="checkbox"/>	〃 (□校区コミュニティ協議会・□自主防災組織)		
	<input type="checkbox"/>	〃 (その他18歳以下団体) ⇒18歳以下人数 人		
	<input type="checkbox"/>	〃 (障害者関係団体) ⇒必要書類(身体障害者手帳等)の交付を受けている人数 () 人		
	<input checked="" type="checkbox"/>	青少年団体 ⇒(中・高・大:年次名)枚方市青少年センター(必要書類(学生証など)の確認(済・未))		
属性		ID番号		
<input type="checkbox"/> 主に22歳以下の者で構成される団体		<input type="checkbox"/> 校区コミュニティ協議会		<input type="checkbox"/> 自主防災組織
<input type="checkbox"/> 主に障害者(児)で構成される団体		<input type="checkbox"/> 障害者手帳等の交付を受けている人数 () 人		
入力確認日	.	.	受付者	●●
所長	.	.	入力者	●●

●市内人数が半数以上であること ●子育てサークルは、子どもの人数も含める

●構成人数が3名以上の場合は、必ず2名記入
代表者以外の連絡先

注意
●青少年団体は、半数以上の年齢確認書類(学生証、保険証、運転免許証など)が必要
●障害者(関係)団体は、半数以上の確認書類(身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳など)が必要

ここは記入不要です

説明事項

1. 次のいずれかに該当する場合は、枚方公園青少年センターの施設等の使用を許可できません。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。
- (2) 枚方公園青少年センターの施設等を損傷し、又は滅失するおそれがあると認めるとき。
- (3) 祭事等の宗教行事又は布教活動に該当すると認めるとき。
- (4) 専ら営利を図る活動に該当すると認めるとき。
- (5) 入会、寄付等の勧誘その他これに類する行為(特に認めるものを除く)を伴う活動に該当すると認めるとき。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2項に規定する暴力団の利益になり、又はその利益になるおそれがあると認めるとき。
- (7) 管理運営上支障があると認めるとき。
- (8) (1)～(7)のほか、不適当と認めるとき。

(以上「枚方市立枚方公園青少年センター条例 第6条」より)

2. 枚方公園青少年センターにおいて、次の行為をしようとするときは、許可が必要です。

- (1) 物品の販売その他これに類する行為。
- (2) 広告物の掲示及び配布。
- (3) (1)(2)のほか、管理運営上必要と認める行為。

(以上「枚方市立枚方公園青少年センター条例 第7条」より)

3. 使用者は、次の事項を遵守してください。

- (1) 枚方公園青少年センターの施設等の使用の開始時及び終了時に、係員にその旨を申し出ること。
- (2) 使用許可書を携帯し、係員から求めがあったときは、これを提示すること。
- (3) 通常払うべき注意をもって枚方公園青少年センターの施設等を使用すること。
- (4) 使用許可を受けていない枚方公園青少年センターの施設等を使用しないこと。
- (5) 使用許可を受けた使用時間内で準備及び後片付けを行うこと。
- (6) 枚方公園青少年センター内において、次に掲げる行為をしないこと。
 - イ) 他の使用者及び入館者に影響を及ぼし、又は迷惑をかける行為。
 - ロ) 承認を受けずに、印刷物、ポスター等を掲示し、又は他の使用者及び入館者にそれらの物を配布する行為。
 - ハ) 使用許可を受けた枚方公園青少年センターの施設以外の場所で行うアンケートの収集、署名活動その他これらに類する行為。
 - ニ) 所定の場所以外の場所で承認を受けずに飲食し、又は火気を使用すること。
 - ホ) 喫煙をすること。
- (7) (1)～(6)のほか、枚方公園青少年センターの管理上必要な指示に従うこと。

(「枚方市立枚方公園青少年センター条例施行規則 第14条」より)

4. 1の内容に該当する場合又は2・3に反する行為をした場合は、使用の許可を取り消します。

(以上「枚方市立枚方公園青少年センター条例 第12条」より)

付記. 枚方公園青少年センターにおける個人情報の取り扱いについて

この申し込みにおいて枚方公園青少年センターが収集する個人情報については、個人情報保護法、枚方市個人情報保護条例に基づき、適切に管理し、利用、管理を行います。これらの法令で定める場合を除き、収集目的外の利用や第三者への提供は行いません。

以上について確認し、了解しました。これらについて団体の構成員に周知します。

2021年3月15日

(団体名) くらわんか高校バンド

(申請者名) 枚方 一郎